

山梨県公報

号外第二十八号

令和七年

七月四日

金 曜 日

目 次

- 規則
- 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第四十号

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

規則

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年山梨県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

本則に次の一条を加える。

(情報通信技術利用条例第七条の規則で定める書面等及び措置)

第九条 情報通信技術利用条例第七条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)第五条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術利用条例第七条の規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の部中「並びに週休日の振替(」を「、週休日の振替(」に改め、「含む。)」の下に「並びに休憩時間の設定」を加える。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

山梨県規則第四十二号

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第三条第一項第二号中「主任」の下に「、専門員」を加える。

第九十三号様式の十六(その二)及び第九十五号様式中

運転免許証の記載内容

を

運転免許証の記載内容等

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。